

## 進歩性の判断における効果の顕著性

知的財産事例研究会  
弁護士法人関西法律特許事務所  
弁護士 田上 洋平

裁判例 知財高裁平成28年3月30日（平27（行ケ）第10054号）  
（裁判所ホームページ知的財産裁判例）

### 第1. 裁判例の事案と判示内容

#### 1. 事案の概要

発明の名称を「気道流路および肺疾患の処置のためのモメタゾンフロエートの使用」とする発明（特許第3480736号。以下、この特許を「本件特許」という。）（特許権者＝被告）の無効審判請求に対する審決の取消訴訟である。

なお、本件特許は「ナゾネックス®」との名称で、効果効果をアレルギー性鼻炎とする点鼻液（医療用医薬品）に実施されている、副腎皮質ステロイド（コルチコステロイド）薬である。

本件特許の特許請求の範囲請求項1ないし3に記載された発明の要旨は、次のとおりである（以下、請求項1ないし3の発明をそれぞれ「本件発明1」ないし「本件発明3」といい、請求項全てを指す場合を「本件発明」という。）。

【請求項1】モメタゾンフロエートの水性懸濁液を含有する薬剤であって、1日1回鼻腔内に投与される、アレルギー性または季節性アレルギー性鼻炎の治療のための薬剤。

【請求項2】前記1日1回の投与量が25～1000マイクログラムである、請求項1に記載の薬剤。

【請求項3】前記薬剤が、季節性アレルギー性鼻炎を処置するためのものである、請求項1または2に記載の薬剤。

#### 2. 審決の認定判断

審決は、原告の主張する甲1発明（学術雑誌）を主引例とする無効理由及び甲2発明（特表平5-506667号公報）を主引例とする無効理由のいずれについても、主引例と本件発明との相違点にかかる構成に至ることは、当業者が容易に想到可能であるとしながら、本件発明は当業者が予測し得る程度を超えた効果を奏するものであると認定し、本件発明の進歩性を肯定した。

なお、審決が認定した本件発明の効果は、「アレルギー性鼻炎に対して、1日1回のモメタゾンフロエート投与で、効果的に処置ができる」（本件効果1）ことと「モメタゾンフロエートの